

# 特定非営利活動法人逐麦劇社 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人逐麦劇社という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都品川区戸越一丁目18番12号 OUAL 戸越306に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、舞台芸術及び演劇文化の振興を図るため、演劇作品の創作・研究・上演並びに演劇に関する学習・研修・普及啓発、国内外（特に日本及び中国）の演劇文化の相互理解を促進する交流事業等を行い、文化・芸術の発展と多文化共生に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 演劇作品等の創作、稽古及び上演並びに公演運営に関する事業
- (2) 演出・脚本・演技・舞台美術・舞台技術等に関する調査研究、研修及び人材育成事業
- (3) 脚本読解会、発声訓練、身体表現等のワークショップ、講座及び発表会の開催事業
- (4) 日本及び中国を含む国内外の演劇文化に関する学習、交流、共同創作、普及啓発事業
- (5) 公演資料・脚本・記録等の収集、整理、保存、公開その他アーカイブに関する事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

### (入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

4 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## 第3章 役 員

### (種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を理事長とし、必要に応じて副理事長を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 4 章 会 議

(種 別)

第 19 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その

日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条及び第 26 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条及び次条の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会 計

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 45 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 46 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 47 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第 49 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 51 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 52 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 53 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 10 章 雑 則

(細 則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 陳 蓄

理 事 侯 瑞

理 事 吳 翰

監 事 蘇 波

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 40 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員（個人・団体）0 円 賛助会員（個人・団体）0 円

(2) 年会費 正会員（個人・団体）0 円 賛助会員（個人・団体）0 円

(以上)

## 役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 逐麦劇社

## 1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

## 2 役員一覧

	役名	(フリガナ)		報酬の有無	役職名等
		氏名			
1	理事	(チン ライ)		無	理事長
		CHEN LEI 陳 蕾			
2	理事	(コウ ズイ)		無	
		HOU RUI 侯 瑞			
3	理事	(ゴ カン)		無	
		WU HAN 吳 翰			
4	監事	(ソ ナミ)		無	
		SU BO 蘇 波			
5					
6					
7					
8					
9					
10					

## 特定非営利活動法人逐麦劇社 設立趣旨書

特定非営利活動法人逐麦劇社（以下「本法人」という。）は、舞台芸術を愛するメンバーが集まり、演劇の創作・研究・上演を継続的かつ体系的に行うための基盤を整備し、より質の高い表現活動を追求することを目的として設立するものである。

演劇制作には脚本、演技、演出、美術、音響、照明など、多岐にわたる専門性と継続的な実践が求められる。しかし、個々の愛好者が安定した環境で創作を継続することは容易ではなく、作品創出の機会も限定されがちである。本法人は、こうした課題を解消し、演劇を志す者が互いに学び、試行し、作品を形にするための持続的な活動母体として機能することを目指す。

また、本法人の構成員には日本と中国の演劇文化に親しんだ者が多く、作品研究や創作の過程において自然と両国の表現手法が交わる特徴がある。これにより、本法人の活動は単なる愛好者の集まりにとどまらず、舞台芸術を媒介とした緩やかな国際的交流の場としての性格も持ち合わせるに至っている。ただし、この交流はあくまで演劇実践の延長線上に生まれるものであり、本法人の主目的は徹底した舞台創作とその探究である。

本法人は、非営利の立場から、少人数の創作研究、稽古、作品発表、ワークショップ等の活動を安定的に行える体制を整え、演劇愛好者が長期的に表現に取り組むことができる環境を形成していく。これらの活動を通じ、本法人は舞台芸術の可能性を追求し、多様な創作方法や表現スタイルの発展に寄与することを目指す。

以上の趣旨に基づき、我々は特定非営利活動法人逐麦劇社を設立し、舞台芸術の深化と継続的な探究を志す者たちの拠点を築くことをここに宣言する。

令和7年 12月 14日

設立代表者

氏名

陳 露



## 2026年度 事業計画書

## 特定非営利活動法人 逐麦劇社

## 1 事業実施の方針

本法人は、舞台芸術を愛好する者が、継続的かつ体系的に演劇の創作・研究・上演を行うことができる環境を整備することを基本方針とする。

2026年度においては、舞台公演を中心とした創作活動を軸に、脚本読解や演劇研究、小規模な発表機会を段階的に設けることで、創作の蓄積と実践の循環を図る。

また、活動の過程において、日本および中国の演劇文化に親しんだ構成員の知見を活かし、舞台芸術を媒介とした自然な文化交流を促進する。

あわせて、法人運営に必要な会議・事務管理を適切に行い、特定非営利活動法人としての安定的かつ透明性のある運営体制を構築する。

## 2 2026事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1200】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(1) 演劇作品等の創作、稽古及び上演並びに公演運営に関する事業	脚本の創作・選定、演出構成、出演者の稽古、舞台美術・音響・照明等の制作を行い、年間1～2回程度の舞台公演を実施する。あわせて、公演当対応の運営および来場者対応等を行い、舞台芸術の創作および発表の機会を提供する。	2026年度中(不定期)	東京都内の小劇場または公共文化施設	約10名	演劇愛好者、一般来場者	延べ50～300名程度/回	800
(2) 演出・脚本・演技・舞台美術・舞台技術等に関する調査研究、研修及び人材育成事業	月1回程度、脚本読解会、演技・演出研究会等を開催し、日本および中国の演劇作品を題材に、表現方法、演劇技法、舞台制作に関する調査、研究および研修を行う。あわせて、若手創作者の育成を目的とした実践的な学習機会を提供する。	2026年度中(原則月1回程度)	東京都内の会議室・稽古場等	約5～8名	法人構成員、演劇愛好者	延べ30名程度	200
(3) 脚本読解会、発声訓練、身体表現等のワークショップ、講座及び発表会の開催事業	脚本読解、発声訓練、身体表現等をテーマとしたワークショップおよび講座を開催するとともに、規模の朗読会・短編作品発表会を年1～2回実施し、参加者の表現力向上と交流を促進する。	2026年度中(不定期)	東京都内の小規模会場	約5～10名	演劇愛好参加者	延べ20～50名程度	100

<p>(4) 日本及び中国を含む国内外の演劇文化に関する学習、交流、共同創作、普及啓発事業</p>	<p>日本および中国の演劇文化を題材とした作品研究、創作過程における共同見解交換、構成交流を行い、演劇実践を深めるとともに、舞台芸術に関する普及啓発を図る。</p>	<p>2026年1月～2026年12月（1年度）</p>	<p>東京都内（国会議事堂・稽古場等）</p>	<p>約名 5～8</p>	<p>法人構成者、演劇関係者、愛好者、舞台関係者</p>	<p>延べ40名程度</p>	<p>0（他事業の実施のため）</p>
<p>(5) 公演資料・脚本・記録等の収集、整理、保存、公開その他アーカイブに関する事業</p>	<p>舞台公演および創作活動の記録を映像・写真・脚本・文書等の形で収集・整理・保存し、次年度以降の創作活動として活用する。</p>	<p>2026年度中（不定期）</p>	<p>東京都内</p>	<p>約名 3～5</p>	<p>法人構成者、演劇関係者</p>	<p>延べ10名程度</p>	<p>100</p>

(2) その他の事業

(事業費の総費用【0】千円)

<p>定款に記載された事業名</p>	<p>事業内容</p>	<p>日時</p>	<p>場所</p>	<p>従事者人数</p>	<p>事業費(千円)</p>
<p>該当なし</p>					<p>0</p>

## 2027年度 事業計画書

## 特定非営利活動法人 逐麦劇社

## 1 事業実施の方針

本法人は、設立当初の事業年度において構築した創作体制および運営基盤を踏まえ、翌事業年度においては、舞台芸術活動をより安定的かつ継続的に展開することを基本方針とする。

2027年度においては、舞台公演の実施回数および内容の充実を図るとともに、創作・研究・発表の各活動を相互に連動させることで、舞台芸術の表現力および社会的発信力の向上を目指す。

また、日本および中国の演劇文化に親しんだ構成員の知見を引き続き活かし、演劇実践を通じた文化的交流を自然な形で継続する。

あわせて、法人運営に関する会議、事務管理および情報公開を適切に行い、特定非営利活動法人としての信頼性と透明性の高い運営体制を確立する。

前年度の活動実績を踏まえ、公演規模および来場者数の増加を見込む。

## 2 2027事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1500】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
(1) 演劇作品等の創作、稽古及び上演並びに公演運営に関する事業	年間2回程度の舞台公演を実施する。脚本の創作・選定、演出構成、出演者の稽古、舞台美術・音響・照明等の制作を行い、舞台芸術の創作および発表を行う。	2027年度中(不定期)	東京都内の小劇場または公共文化施設	約10～15名	演劇愛好者、一般来場者	延べ50～300名程度/回	1000
(2) 演出・脚本・演技・舞台美術・舞台技術等に関する調査研究、研修及び人材育成事業	月1～2回程度、脚本読解会、演技・演出研究会等を開催し、日本および中国の演劇作品を題材に表現方法や演劇技法の比較研究および研修を行う。	2027年度中(原則月1回程度)	東京都内の会議室・稽古場等	約5～10名	法人構成員、演劇愛好者	延べ40～60名程度	250
(3) 脚本読解会、発声訓練、身体表現等のワークショップ、講座及び発表会の開催事業	朗読劇や短編作品による小規模発表会を年2回程度開催し、創作成果の発表および観客との交流の機会を設ける。	2027年度中(不定期)	東京都内の小規模会場	約5～10名	演劇愛好者、参加者	延べ20～60名程度	150

(4) 日本及び中国を含む国内外の演劇文化に関する学習、交流、共同創作、普及啓発事業	日本および中国を含まない国を含む国内外の演劇文化に関する行創検を介し、演劇作品の共同研究、公演、ワークショップ、舞台芸術の文化交流を促進する。	2027年度中(原1程) 年(月) 1回(2度)	東京都内(室・稽古場等)	約名 5~8	法人構成者、演劇関係者	延べ40名程度	0 (他中する実施のため)
(5) 公演資料・脚本・記録等の収集、整理、保存、公開その他アーカイブに関する事業	舞台公演および創作活動の記録を映像・写真・文書等で整理・保存し、次年度以降の創作活動および研究に活用する。	2027年度中(不定期)	東京都内	約名 3~5	法人構成者、演劇関係者	延べ20名程度	100

(2) その他の事業

(事業費の総費用【0】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
該当なし					0

2026年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 逐麦劇社

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
<b>【A】</b>	<b>経常収益</b>		
1	受取会費		0
	正会員受取会費	0	
	賛助会員受取会費	0	
2	受取寄附金		500,000
	受取寄附金 構成員および支援者からの任意の個人寄附を想定している。	500,000	
	施設等受入評価益	0	
3	受取助成金等		0
	受取補助金	0	
4	事業収益		650,000
	事業収益 公演においては、入場料収入（チケット代）を事業収入として見込む。	650,000	
5	その他の収益		50,000
	受取利息（雑収入）	50,000	
<b>経常収益計</b>			<b>1,200,000</b>
<b>【B】</b>	<b>経常費用</b>		
1	事業費		
	(1) 人件費		0
	給料手当	0	
	役員報酬	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		1,080,000
	会議費	20,000	
	旅費交通費	120,000	
	劇場・会場費	300,000	
	舞台制作費	200,000	
	印刷製本費	200,000	
	音響照明	150,000	
	機材レンタル、撮影	90,000	
<b>事業費計</b>			<b>1,080,000</b>
2	管理費		
	(1) 人件費		0
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		100,000
	消耗品費	30,000	
	水道光熱費	0	
	通信運搬費	50,000	
	地代家賃	0	
	旅費交通費	0	
	減価償却費	0	
	雑費	20,000	
<b>管理費計</b>			<b>100,000</b>
<b>経常費用計</b>			<b>1,180,000</b>
<b>当期経常増減額【A】－【B】・・・①</b>			<b>20,000</b>
<b>【C】</b>	<b>経常外収益</b>		
	固定資産売却益	0	
	過年度損益修正益	0	
<b>経常外収益計</b>			<b>0</b>
<b>【D】</b>	<b>経常外費用</b>		
	固定資産売却損	0	
	災害損失	0	
	過年度損益修正損	0	
<b>経常外費用計</b>			<b>0</b>
<b>当期経常外増減額【C】－【D】・・・②</b>			<b>0</b>
<b>税引前当期正味財産増減額①+②・・・③</b>			<b>20,000</b>
	法人税、住民税及び事業税・・・④		
	前期繰越正味財産額・・・⑤		
<b>次期繰越正味財産額③－④+⑤</b>			<b>20,000</b>

2027年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 逐麦劇社

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
<b>(A)</b>	<b>経常収益</b>		
1	受取会費		0
	正会員受取会費	0	
	賛助会員受取会費	0	
2	受取寄附金		500,000
	受取寄附金 構成員および支援者からの任意の個人寄附を想定している。	500,000	
	施設等受入評価益	0	
3	受取助成金等		0
	受取補助金	0	
4	事業収益		1,200,000
	事業収益 公演においては、入場料収入(チケット代)を事業収入として見込む。	1,200,000	
5	その他の収益		50,000
	受取利息(雑収入)	50,000	
<b>経常収益計</b>			<b>1,750,000</b>
<b>(B)</b>	<b>経常費用</b>		
1	事業費		
	(1) 人件費		0
	給料手当	0	
	役員報酬	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		1,620,000
	会議費	20,000	
	旅費交通費	150,000	
	劇場・会場費	420,000	
	舞台制作費	450,000	
	印刷製本費	200,000	
	音響照明	250,000	
	機材レンタル、撮影	130,000	
<b>事業費計</b>			<b>1,620,000</b>
2	管理費		
	(1) 人件費		0
	役員報酬	0	
	給料手当	0	
	退職給付費用	0	
	福利厚生費	0	
	(2) その他経費		100,000
	消耗品費	30,000	
	水道光熱費	0	
	通信運搬費	50,000	
	地代家賃	0	
	旅費交通費	0	
	減価償却費	0	
	雑費	20,000	
<b>管理費計</b>			<b>100,000</b>
<b>経常費用計</b>			<b>1,720,000</b>
<b>当期経常増減額 【A】 - 【B】 . . . ①</b>			<b>30,000</b>
<b>(C)</b>	<b>経常外収益</b>		
	固定資産売却益	0	
	過年度損益修正益	0	
<b>経常外収益計</b>			<b>0</b>
<b>(D)</b>	<b>経常外費用</b>		
	固定資産売却損	0	
	災害損失	0	
	過年度損益修正損	0	
<b>経常外費用計</b>			<b>0</b>
<b>当期経常外増減額 【C】 - 【D】 . . . ②</b>			<b>0</b>
<b>税引前当期正味財産増減額 ①+② . . . ③</b>			<b>30,000</b>
	法人税、住民税及び事業税 . . . ④		
	前期繰越正味財産額 . . . ⑤		
<b>次期繰越正味財産額 ③-④+⑤</b>			<b>30,000</b>